

(案)

資料 1 - 1

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 3 月 8 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 5 年 10 月 20 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略都市計画建築物等整備事業」に 3 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 1-1 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 3 月 8 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～④④ 略

④⑤ 京浜急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅街区地区において、リニア中央新幹線の 2027 年以降開通や京急線品川駅地平化、国道 15 号・品川駅西口駅前広場等の都市基盤整備とあわせ、東西・南北方向の歩行者ネットワークの強化や、多様な人々を迎え入れ、新たな交流・協働を推進し、新たな価値・文化の創出・発信に取り組む「ビジネス交流施設」「ビジネス協働支援施設」「情報発信施設」の整備等を行うため、以下に掲げる都市計画を別紙 135～136 のとおり変更する。【令和 7 年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅街区地区） 別紙 135
- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙 136

④⑥ 森永乳業株式会社、三井不動産株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、田町駅西口駅前地区において、東西自由通路及び駅前広場の拡大等による交通結節点や、社会課題解決に取り組むスタートアップを支援する拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 137～139 のとおり決定又は変更する。【令和 7 年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（田町駅西口駅前地区） 別紙 137

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画田町駅西口駅前地区地区計画 別紙 138
- ・東京都市計画特定街区芝五丁目特定街区 別紙 139

④⑦ 森ビル株式会社、住友不動産株式会社が、六本木五丁目西地区において、地下鉄六本木駅とまちをつなぐ広場等による交通結節点や、緑豊かなオープンスペースとなる「都心の森」、複合M I C E拠点を形成する文化・交流・宿泊機能、外国人就業者等に対応する国際水準の居住機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 140～144 のとおり決定又は変更する。【令和7年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（六本木五丁目西地区） 別紙 140
- ・東京都市計画地区計画六本木五丁目西地区地区計画 別紙 141

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 別紙 142
- ・東京都市計画高度地区 別紙 143
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 144

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 （国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）</p> <p>①～④④ 略</p> <p>④⑤ <u>京浜急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅街区地区において、リニア中央新幹線の2027年以降開通や京急線品川駅地平化、国道15号・品川駅西口駅前広場等の都市基盤整備とあわせ、東西・南北方向の歩行者ネットワークの強化や、多様な人々を迎え入れ、新たな交流・協働を推進し、新たな価値・文化の創出・発信に取り組む「ビジネス交流施設」「ビジネス協働支援施設」「情報発信施設」の整備等を行うため、以下に掲げる都市計画を別紙135～136のとおり変更する。【令和7年度着工予定】</u> <u><都が定める都市計画に係るもの></u> <u>・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅街区地区） 別紙135</u> <u>・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙136</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 （国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）</p> <p>①～④④ 略</p> <p>[加える。]</p>

④⑥ 森永乳業株式会社、三井不動産株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、田町駅西口駅前地区において、東西自由通路及び駅前広場の拡大等による交通結節点や、社会課題解決に取り組むスタートアップを支援する拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙137～139のとおり決定又は変更する。【令和7年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

・ 東京都市計画都市再生特別地区（田町駅西口駅前地区） 別紙137

<区が定める都市計画に係るもの>

・ 東京都市計画地区計画田町駅西口駅前地区地区計画 別紙138

・ 東京都市計画特定街区芝五丁目特定街区 別紙139

④⑦ 森ビル株式会社、住友不動産株式会社が、六本木五丁目西地区において、地下鉄六本木駅とまちをつなぐ広場等による交通結節点や、緑豊かなオープンスペースとなる「都心の森」、複合MICE拠点を形成する文化・交流・宿泊機能、外国人就業者等に対応する国際水準の居住機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙140～144のとおり決定又は変更する。【令和7年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

・ 東京都市計画都市再生特別地区（六本木五丁目西地区） 別紙140

・ 東京都市計画地区計画六本木五丁目西地区地区計画 別紙141

<区が定める都市計画に係るもの>

・ 東京都市計画第一種市街地再開発事業六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 別紙142

・ 東京都市計画高度地区 別紙143

・ 東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙144

[加える。]

[加える。]

以下 略

以下 略

別紙 1 3 5 ~ 1 4 4 (都市
計画資料) については、
データ容量が多大のため
掲載を割愛